平成20年4月8日(鳥取県公報第7980号12頁)掲載の調達公告について、次のように変更する。

平成20年4月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分(以下「変更部分」という。)を当該変更部分に対応する同表の変更 後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

## 変 更 後

- 1 略
- 2 入札参加資格
- (1)及び(2) 略
- (3) 平成20年4月8日(火)から同年5月9日 (金)までの間のいずれの日においても、鳥取県 指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成 7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定に よる指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 略
- 3 略
- 4 入札手続等
  - (1) 略
  - (2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及 び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達 担当

電話 0857-26-7431、7824又は7433

- (3)及び(4) 略
- (5) 入札及び開札の日時及び場所 <u>平成20年5月9日(金)</u>午後2時 鳥取県教育センター第2研修室
- 5 入札者に要求される事項
  - (1) 略
  - (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2 の入札参加資格に適合すること及び納入しようと する物品が入札説明書に示す仕様に適合すること を証明する書類を、4の(1)の場所に<u>平成20年5</u> 月2日(金)正午までに提出し、入札参加資格の 確認を受けなければならない。
  - (3) 略
- 6及び7 略

## 変更前

- 1 略
- 2 入札参加資格
  - (1)及び(2) 略
  - (3) 平成20年4月8日(火)から<u>同月28日(月)</u>までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
  - (4) 略
- 3 略
- 4 入札手続等
  - (1) 略
  - (2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及 び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達 担当

電話 0857-26-7431、7432又は7433

- (3)及び(4) 略
- (5) 入札及び開札の日時及び場所 <u>平成20年4月28日(月)</u>午後2時 鳥取県教育センター第2研修室
- 5 入札者に要求される事項
  - (1) 略
  - (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2 の入札参加資格に適合すること及び納入しようと する物品が入札説明書に示す仕様に適合すること を証明する書類を、4の(1)の場所に<u>平成20年4</u> 月23日(水)午後5時までに提出し、入札参加資 格の確認を受けなければならない。
  - (3) 略
- 6及び7 略